

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令及び高圧ガス保安法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令の一部改正

一 指定都市の長が行う報告の徴収を規定すること。
(第十条関係)

二 指定都市の長に係る関係行政機関への通報等を規定すること。
(第十一条及び第十二条関係)

三 経済産業大臣の権限に属する事務のうち、指定都市の長が処理するものを規定すること。

(第十三条関係)

四 経済産業大臣の権限の委任規定を見直すこと。
(第十四条関係)

第二 高圧ガス保安法施行令の一部改正

都道府県知事が処理することが適当な事務の範囲を見直すこと。
(第二十二条関係)

第三 附則

一 この政令は、令和五年四月一日から施行すること。
(附則第一項関係)

二 この政令の施行に伴う所要の経過措置を定めること。
(附則第二項及び第三項関係)

